

管理用図面作成業務標準仕様書

令和8年9月

東日本高速道路株式会社

第1章 総則

第2章 作業の基本的処理要領

第3章 管理用図面作成

第1節 測量

第2節 面積計算

第3節 管理用図面の作成

第4節 土地調書の作成

第5節 電子データの作成

第1章 総 則

(趣旨等)

第1条 この仕様書は、東日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）が高速道路等の建設事業において取得等を行った用地に係る財産の整理及び管理を行うため、当該事業の中で付替等を行った道水路等の施設（以下「付替新施設」という。）と高速道路との財産権及び管理権の範囲を明確に区分した管理用図面を作成する作業（以下「測量」という。）を発注する場合の業務内容その他必要とする事項を定め、もって業務の適正な執行を確保するものである。

2 当該業務の実施にあたり、この仕様書記載の内容により難しいとき又は特に指示しておく事項があるときは、この仕様書とは別に特記仕様書を定めることができるものとし、適用にあたっては特記仕様書を優先するものとする。

(作業範囲)

第2条 この作業の範囲は、●●高速道路 市、町、村、大字 (STA) から 市、町、村、大字 (STA) まで(路線延長 キロメートル)とする。

(用語の定義)

第3条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 「発注者」とは、測量を発注する東日本高速道路株式会社をいう。
- 二 「受注者」とは、測量の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
- 三 「監督員」とは、契約書及び仕様書等に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者をいう。
- 四 「完了検査員」とは、測量の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、契約書第32条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- 五 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書

第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

六 「照査技術者」とは、成果品の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第

11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

七 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面並びに図面のもとになる計算書等をいう。

八 「指示」とは、監督員が受注者に対し、測量の遂行上必要な事項について書面をもって示し実施させること及び完了検査員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求め実施させることをいい、原則として書面により行うものとする。

九 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、測量に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

十 「報告」とは、受注者が監督員に対し、測量の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。

十一 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た登記業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

十二 「協議」とは、書面により契約書及び仕様書等の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。

十三 「照査」とは、受注者が、測量の実施により作成する各種図面等や数量計算等の確認並びに算定書等の検算並びに基準・運用方針への適合性及び補償の妥当性等について検証することをいう。

十四 「検査」とは、契約書及び仕様書等に基づき、完了検査員が測量の完了を確認することをいう。

十五 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

十六 「権利者」とは、測量区域及び測量区域の隣接地に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。

十七 「調査」とは、測量区域の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局（支局、出張所を含む。））等での調査をいう。

十八 「機構」とは、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構をいう。

（基本的処理方針）

第4条 受注者は、測量の実施にあたっては、この仕様書のほか、第1条第2項に規定する特記仕様書、東日本高速道路株式会社調査等共通仕様書及び東日本高速道路株式会社測量作業規程（以下「測量作業規程」という。）に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならないものとする。

2 調査等共通仕様書のうち、電子納品及びマイクロフィルム等の作成の規定については適用しないものとする。

(不適切な指示等の通報)

第4条の2 受注者は、業務履行中及び業務完了後において、会社社員（グループ会社を含む）から不適切と思料される指示又は要求があった場合には、監督員又は契約責任者のほか、次の各号に掲げる窓口のいずれかに、通報するものとする。なお、会社は受注者に対して、通報したことを理由に不利益な取扱いを行うことはない。

- 一 東日本高速道路株式会社 建設事業本部 用地部 資産管理課
- 二 東日本高速道路株式会社 コンプライアンス通報・相談窓口

(通報の方法)

第4条の3 前条に規定する通報にあたっては、前条第一号に規定する窓口に通報する場合は、信書をもって行うものとし、前条第二号に規定する窓口に通報する場合は、会社のウェブサイトに掲載されている方法をもって行うものとする。この場合、前条第一号に規定する窓口に通書をもって通報する場合の住所等は次のとおりとする。

(住所) 〒100-8979

東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビルディング14F

(宛先) 東日本高速道路株式会社 建設事業本部 用地部 資産管理課

(不当要求行為の報告)

第4条の4 受注者は、業務の履行に際して第三者から不当要求行為がなされた場合又はなされるおそれのある場合は、直ちに当該内容等について、監督員に報告するものとする。

(測量従事者の資格)

第5条 測量は、測量士が担当し、補助者には測量法第48条に規定する測量士補を当てなければならない。

(監督員)

第5条の2 監督員は、契約書第9条第2項に規定した指示、承諾、協議等（以下「指示等」という。）の職務の実施に当たり、その権限を行使するときは、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合で監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお、監督員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

(管理技術者)

第5条の3 契約書第10条第1項の規定に基づき設置する管理技術者は、受注者に所属し、かつ、測量士の資格を有し、測量法による登録を行っている者で日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

2 受注者が管理技術者に委任できる権限は契約書第10条第2項に規定した事項である

が、契約書第10条第3項に基づく通知がない場合は、発注者及び監督員は、管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする

- 3 管理技術者は、第3章に定める業務がすべて完了したときは、各成果品について十分な検証（受注者が請負に係る業務の成果品の瑕疵を防止するため、当該成果品を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果品が完成しているかについて点検及び修正することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。なお、第16条に定める成果品については表紙の裏面に管理技術者の資格・氏名の記載及び押印を行うものとする。
- 4 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。
- 5 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は監督員の承諾を得なければならない。

（照査技術者）

- 第5条の4 受注者は、照査技術者を定めた場合においては、前条第3項に規定する点検及び修正が完了した後に、照査技術者による照査を実施しなければならない。
- 2 照査技術者は、発注者が管理技術者と同等の知識及び能力を有する者でなければならない。
 - 3 照査技術者は、照査計画を作成し作業計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
 - 4 照査技術者は、照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において署名押印の上、管理技術者に提出するものとする。
 - 5 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は監督員の承諾を得なければならない。

第2章 作業の基本的処理要領

（施行上の義務及び心得）

- 第6条 受注者は、この作業の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を順守しなければならない。
- 一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きについては、迅速に処理しなければならない。
 - 二 測量で知り得た権利者等の事情及び成果品の内容を、他に漏らしてはならない。
 - 三 測量は、会社等の財産等に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。

四 測量の実施に当たっては、関係する者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。

五 測量において生じた疑義及び問題点については、速やかに、監督員に報告し、指示を受けなければならない。

(貸与資料等)

第7条 受注者は、測量の実施に当たり、必要に応じて会社から次の各号に掲げる資料の貸与を受けるものとする。

一 用地実測図

二 基準点測量、路線測量及び用地幅杭設置測量の成果で東日本高速道路株式会社測量作業規程に定める全ての成果

三 補助多角点成果表、用地幅杭点成果表、境界点成果表及び法定（外）道水路調書（用地測量の成果（当該データを格納したコンパクトディスク等を含む。））

四 分筆後公図転写図（用地取得後のもの）

五 土工しゅん功図又はそれに類する図面

六 区域決定図（変更含む）

七 土地を管理するための台帳

八 面積計算に必要な資料（施設移管書、合筆登記済証等）

九 その他必要な資料

2 登記事項証明書等の交付等を受ける必要があるときは、別途監督員と協議するものとする。

3 貸与資料等の引渡しは、貸与資料等引渡通知書（様式第1号）をもって、行うものとする。

4 受注者は、前項の貸与資料等を受領したときは、貸与資料等受領書（様式第2号）を監督員に提出するものとする。

5 受注者は、この作業が完了したときは、速やかに貸与資料等を返納するとともに貸与資料等精算書（様式第3号）及び貸与資料等返納書（様式第4号）を監督員に提出するものとする。

(現地踏査)

第8条 受注者は、測量の着手に先立ち、測量区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地の概況を把握するとともに、基準点標、用地幅杭及び道路敷界鉾（杭）の設置状況を点検するものとする。

(作業計画の策定)

第9条 受注者は、測量を着手するに当たり、この仕様書、特記仕様書及び現地踏査の結果等を基に作業計画書（様式第5号）を策定し、監督員に提出するものとする。

2 受注者は、前項の作業計画が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

(監督員の指示等)

第10条 受注者は、測量の実施に先立ち、管理技術者を立ち会わせたうえで、監督員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。

2 受注者は、測量の実施にあたりこの仕様書、特記仕様書又は監督員の指示について疑義が生じたときは、監督員と協議するものとする。

(立入り及び立会)

第11条 受注者は、測量を実施するために権利者が所有又は占有する土地等に立入ろうとするときは、あらかじめ、監督員と緊密な連絡を取らなければならない。

2 土地等に立入る場合の土地等の権利者から同意は、原則として、会社が得るものとし、受注者はこれに協力するものとする。

3 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間を、あらかじめ、監督員に報告するものとする。

4 受注者は、測量を行うため土地等に立入る場合には、権利者の立会いを得なければならない。

5 受注者は、権利者から前項に規定する立会いを得ることができない場合は、あらかじめ、土地立入承諾書(様式第6号)を権利者から徴取し、測量を実施するものとする。

(障害物の伐除)

第12条 受注者は、測量を行うため障害物を伐除しなければ調査が困難と認められるとき又は農作物を踏み荒す恐れがあるときは、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

2 監督員からの指示に基づき、障害物の伐除を行ったときは、障害物伐除報告書(様式第7号)を監督員に提出するものとする。

(身分証明書の携帯)

第13条 受注者は、測量の実施に先立ち、測量に従事する者の身分証明書交付願(様式第8号)を会社に提出し、身分証明書(様式第9号)の交付を受けるものとする。

2 前項に規定する身分証明書は、業務に従事するとき、常に携帯しなければならない。

3 測量に従事する者は、権利者から身分証明書の提示の求めがあつたときは、第1項に規定する身分証明書を提示しなければならない。

4 受注者は、第1項の規定に基づき、会社から身分証明書の交付を受けたときは、速やかに身分証明書受領書(様式第10号)を作成し、会社に提出するものとする。

5 受注者は、測量が完了したときは、速やかに身分証明書返納書(様式第11号)とともに、身分証明書を会社に返納しなければならない。

(監督員への進捗状況の報告)

第14条 受注者は、監督員から測量の進捗状況について、報告を求められたときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、前項に規定に基づき、進捗状況を監督員に報告する場合は、管理技術者を立

ち会わせるものとする。

(成果品の一部提出等)

第15条 受注者は、測量の実施期間中であっても、監督員が成果品の提出を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、前項で提出した成果品の一部について、その報告を求めることができるものとする。

なお、受注者は、当該報告を行うときは、管理技術者を立ち会わせるものとする。

(成果品)

第16条 受注者は、次の各号の規定に基づき、成果品を作成するものとする。

一 作業の種別及び内容ごとに整理し、編集する。

二 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、会社及び受注者の名称を記載する。

三 目次及びページを付す。

四 容易に取り外すことが可能な方法により編綴する。

2 本仕様書に様式の定めがないものは、監督員の指示によるものとする。

3 提出する成果品は、別記1「成果品一覧表」に掲げる成果品とする。

4 受注者は、会社が契約書第41条に規定する、契約不適合に伴う履行の追完請求期間内は、成果品の作成に当たり使用した調査票等の原簿（以下「原簿」という。）を、保管しなければならない。

5 受注者は、前項の規定に基づき保管する原簿について、監督員から提出を求められたときは、速やかに提出しなければならない。

(完了検査)

第17条 受注者は、検査員が完了検査を行うときは、管理技術者を立ち会わせるものとする。

2 受注者は、完了検査のために必要な資料について、速やかに検査員に提出するとともに、検査員が指示する事項について、速やかに従うものとする。

(修補)

第17条の2 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。

2 完了検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。

3 完了検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は完了検査員の指示に従うものとする。

4 完了検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、検査の結果を受注者に通知するものとする。

(条件変更等)

第17条の3 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第30条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

(安全等の確保)

第17条の4 受注者は、屋外で行う測量の実施に際しては、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

- 2 受注者は、屋外で行う測量の実施に際しては、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連携を取り、測量の実施中の安全を確保しなければならない。
- 3 受注者は、屋外で行う測量の実施に当たり、事故が発生しないように管理技術者等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 4 受注者は、屋外で行う測量の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、屋外で行う測量の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - 一 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - 二 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
- 6 受注者は、爆破物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 7 受注者は、屋外で行う測量の実施に当たり、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかなければならない。
- 8 受注者は、屋外で行う測量実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

(反社会的勢力による不当介入を受けた場合の措置)

第17条の5 受注者は、反社会的勢力による不当介入を受けた場合は、断固としてこれ

を拒否することとし、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。

- 2 受注者は、前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を書面にて発注者に報告しなければならない。
- 3 第1項及び第2項の行為を受注者が怠ったことが確認された場合には、発注者は受注者に対し、指名停止等の措置を講じる場合がある。
- 4 反社会的勢力による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

第3章 管理用図面の作成

第1節 測量

(測量方法及び使用機械器具)

- 第18条 観測等に使用する機器、電算プログラム、製図機等（以下「機器等」という。）は、作業種別毎に測量作業規程に規定する機器等を使用するものとし、当該規程に定めのない機器等を使用する場合は、第9条に規定する作業計画書に、当該機器等を記載し、監督員に届け出を行い、確認を得るものとする。
- 2 測量は、測量作業規程に規定に基づき実施するものとする。

(基準点測量)

- 第19条 受注者は、会社が設置した基準点（2級以上を想定、以下「既存基準点」という。）を基準とし、第21条及び第22条の測量を行うために必要な基準点（3級に準拠、以下「管理用基準点」という。）を、移管敷地を含む敷地内の安定的な箇所に、耐久性のある金属標等をもって、設置するものとする。
- 2 前項に規定する、受注者が設置する管理用基準点については、原則として200メートルないし250メートル毎に設置するものとする。
 - 3 受注者は、既存基準点の欠損等により管理用基準点の設置に支障があるときは、監督員と協議のうえ、必要に応じ、新たに基本となる基準点（2級基準点、以下「基本基準点」という。）を設置し、前2項に規定する作業を行うものとする。
 - 4 受注者は、第21条及び第22条の測量を行うために必要があるときは、管理用基準点及び基本基準点等を基準とし、移管敷地を含む敷地内の安定的かつ容易に測量ができる箇所に、耐久性のある金属標等をもって、補助基準点（4級に準拠、以下「管理用補助基準点」という。）を、設置するものとする。
 - 5 前項に規定する受注者が設置する管理用補助基準点については、原則として50メートルないし100メートル毎に設置するものとする。

- 6 基本基準点測量は、測量作業規程に定める2級基準点測量とし、管理用基準点測量は同規程に定める3級基準点測量、管理用補助基準点測量は同規程に定める4級基準点測量に準じた測量とする。
- 7 前項に規定する基準点の標識は、原則として別記2「基準点標識の例」によるものとする。
- 8 受注者は、本条により設置等を行った各基準点について、測量作業規程に定める成果品のほか、管理用基準点等位置図及び管理用基準点等座標成果表（様式第12号）を作成するものとする。

（補助多角測量）

第20条 受注者は、第21条及び第22条の測量を行うため、止むを得ず敷地外等に補助多角点を設置する必要がある場合は、監督員と協議のうえ、木杭等により、補助多角点を設置することができるものとする。

- 2 補助多角測量は、測量作業規程に定める4級基準点測量に準ずる測量とし、補助多角点座標成果表（様式第13号）を作成するものとする。

（用地幅杭点測量）

第21条 受注者は、管理用基準点等を基準とし、放射法により表3の方法で用地幅杭点について測量（点検測量）を実施し、用地幅杭点对比調書（様式第14号）を作成するものとし、用地幅杭線上に存する各筆界との交点についても併せて点検測量を実施するものとする。

表3 観測及び距離測定の方法

区 分	水平角観測	鉛直角観測	距離測定
T S	1対回	1対回	1.0セット
較差の許容範囲			5 mm

（注）1 水平角・鉛直角観測は、1視準1読定、望遠鏡正及び反の位置の観測を1対回とする。

2 距離測定は、T Sの場合は1視準2測定を1セットする。

- 2 受注者は、測定値と会社が貸与する用地幅杭点成果表の成果とを照合し、較差が表4の許容範囲を超えているときは、用地幅杭点对比調書に誤謬（欠損を含む。）であることを明記するとともに、誤謬及び欠損等している箇所を杭打図に表示し、監督員に報告のうえ、監督員の指示に従い、用地幅杭の復元等を行うものとする（誤謬については位置誤差とし、杭打図に方向、距離を表示。）

表4 用地幅杭点等の設計値と実測値の較差の許容範囲

距離 区分	20 m未満	20 m以上	摘 要
市街地	10 mm	S/2, 000	Sは設計上の点間距離

平 地	2 0 mm	S / 1 , 0 0 0	離（両隣の点間距離がそれぞれの区分に該当する場合は20 m 未満を適用する）
山 地	5 0 mm	S / 4 0 0	

（道路敷界点及び平面細部測量）

第22条 受注者は、会社が設置した付替新施設の敷地と高速道路の敷地との境界杭等（以下「道路敷界点」という。）について、管理用基準点等を基準として、第21条に定める方法で測量を実施し、道路敷界点座標成果表（様式第15号）を作成するものとする。

2 受注者は、前項に規定する道路敷界点のほか、次の各号に掲げる出来型の細部について、放射法により地物の角、主な折点等の観測を行うものとする。

- 一 用地幅（用地敷界）と道路本体構造の外縁線（盛土では法尻、切土では法肩等）との間のすべての出来型
- 二 横断構造物の出来型の外縁線
- 三 その他監督員が指示する地物等

3 前2項の測量は、原則として前条の用地幅杭点測量と同時に行うものとする。

（用地外施工等の報告）

第23条 受注者は、前2条の測量において、会社が施工した道路構造物が高速道路用地外に越境している箇所又は用地内であっても会社から貸与された工事平面図等と一致しない箇所等を発見したときは、その概略について、用地外施工等報告書（様式第16号）に取りまとめのうえ、監督員に報告するものとする。

第2節 面積計算

（交点計算）

第24条 受注者は、次条の面積計算に必要な道路敷界点と各筆界との交点について計算し、交点計算書を作成するものとする。

（面積計算等）

第25条 受注者は、別記3「求積区分範囲表示内訳表」に基づいて、付替新施設及び在来施設の敷地等の範囲を1筆毎に座標法をもって面積計算を行い、面積計算書を作成するものとする。この場合、原則として対象地の残地部分についても面積計算を行うものとし、数量精算にあたっては、付替新施設の面積によるものとする。

2 面積計算の端数処理については、次のとおりとする。

- 一 長さ 1メートルの1,000分の1（1,000分の1未満の端数切り捨て）の位まで求める。
- 二 面積 1平方メートルの100万分の1（100万分の1未満端数切り捨て）の位まで求める。

3 受注者は、付替新施設及び在来施設の敷地等の分筆登記等の申請に添付する地積

測量図を作成するために必要となる座標及び土地区画情報の電子データ（S I M A フォーマット）を作成するものとする。

第3節 管理用図面の作成

（管理用図面の作成）

第26条 受注者は、会社から貸与を受けた資料及び測量の成果に基づき、別記4「C A Dデータ構築表」及び別記5～8に定める例に従い、次の各号に掲げる情報を階層構造で格納した管理用図面を、電子データをもって作成するものとする。この場合、会社が実施する工事又は財産整理事務の進捗により、一部未提供となる情報がある場合は、監督員の指示を受けるものとする。

- 一 市町村名
- 二 大字名、字名
- 三 地番
- 四 分筆後の新たな予定地番
- 五 市町村界線
- 六 大字界線、字界線
- 七 地番界線
- 八 用地幅線（用地敷界線）
- 九 非買収の在来施設の敷界線
- 十 基準点及び当該点の番号
- 十一 用地幅杭点及び当該点の番号
- 十二 道路敷界点及び当該点の番号
- 十三 境界点及び当該点の番号
- 十四 中心点及び当該点の番号
- 十五 キロポスト
- 十六 方位
- 十七 基準点、用地幅杭点及び道路敷界点の座標成果表
- 十八 用地幅杭点間距離
- 十九 付替新施設の敷地等における境界点（用地幅杭点、道路敷界点及び交点を含む。）間の距離（以下「境界辺長」という。）
- 二十 地番の面積（面積計算を行った土地及び本線敷地）
- 二十一 土地の権原が区分地上権、河川占用、国有普通財産の無償貸付等の場合、その旨の表示
- 二十二 道路本体構造（中央分離帯、車道、路肩、法面、側溝、トンネル、橋台及び橋脚等の出来型）
- 二十三 横断構造物の施設別外縁線

二十四 附帯施設（料金所、サービスエリア、パーキングエリア、バスストップ及び非常駐車帯を含む。）

二十五 その他測量で得た出来型

二十六 防護柵、遮音壁、流水方向

二十七 高架、橋梁、トンネルの名称及び延長

二十八 交差、接続又は重複する道路の種類、路線名、幅員及び管理者

二十九 交差又は重複する河川、鉄道の種類、名称及び管理者

三十 非常電話、情報板、諸施設の位置及び名称

三十一 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の名称

三十二 その他必要な情報

2 境界辺長は、メートル単位で1メートルの1,000分の1未満の端数を切り捨てて表示し、面積は平方メートルの単位で1平方メートルの100分の1未満の端数を切り捨てて表示するものとする。

3 図面データは、次条に定める縮尺によりB1サイズの図枠（JIS、長辺を横を基本とする）に収まる範囲を1ファイルとして作成し、ファイル毎に下記の例に従いファイル名を設定するものとする。

例）12345（総務省が定める全国地方公共団体コード）〇〇市〇〇KP～〇〇KP

4 面積等の表示が細かく、図面の判読が困難と判断される場合は、事前に監督員と協議し、拡大表示等するものとする。

5 図面の電子データのフォーマットは、原則としてSXF（P21）にて作成するものとする。

（図面の出力等）

第27条 受注者は、管理用図面の電子データを用いて、別記4「CADデータ構築表」に定める2種類の区分（A・B）に従い、各別に図面を出力して、製本するものとする。

2 前項に規定する図面の縮尺は、〇〇〇分の1とする。

第4節 土地調書の作成

（土地調書の作成）

第28条 受注者は、市町村別、在来施設・新施設別、施設別（道路、水路）管理者毎に土地調書（様式第17号）を作成するものとする。

2 付替新施設の敷地等に係る土地調書表題部の（ ）内の記載は、次のとおりとする。

一 〇〇市が会社（又は機構）から交換により受ける現道水路

二 〇〇市が会社（又は機構）へ交換により渡す旧道水路

三 〇〇市が会社（又は機構）から寄付を受ける現道水路

四 国が会社(又は機構)に無償で貸付する旧道水路

3 土地調書の記載事項は次のとおりとする。

- 一 「地番」欄は地番の附されている筆にあっては、地番を記入し、地番の附されていない筆にあっては、隣接する土地の地番に「地先」と記入する。
- 二 「備考」欄は、沿革及びその他参考となる事項を記入する。

第5節 電子データの作成

(管理用図面電子データの作成)

第29条 管理用図面電子データ作成は、第27条に基づくものとし、細部の事項については次によるものとする。

- 2 受注者は、別記4「CADデータ構築表」に定めるレイヤ毎に格納情報を整理し、電子データを作成するものとする。なお、各レイヤ名の頭には必ずデータ構築表に指定の番号を使用するものとする。
 - 一 レイヤ3、8、10の「座標一覧表」については、別記5の様式の例によるものとする。
 - 二 レイヤ14の「求積表」については、別記6の様式の例によるものとする。
 - 三 レイヤ1のうち「図面タイトル」及び「着色凡例」については、別記7の様式の例によるものとする。
- 四 図面の全体的なレイアウトについては、別記8の図面レイアウト標準例のとおりとする。

別記 1

成 果 品 一 覧 表

- 1 成果品一覧表は下表のとおりとし、管理技術者が十分に点検を行なうものとし、電子データの成果物については、納品前に最新のセキュリティーソフトでウィルスチェックなどを行いデータの安全性を確保しなければならない。

なお、観測手簿又は電子野帳の測量記録は、実際に使用した原簿又は記録とし、書き直し、浄書又は打ち直し等をしてはならない。

特に観測手簿又は電子野帳等の文字の訂正は、旧文字が判読できるよう抹消し、その脇に正しい文字を記入することとし、インク消し又は小刀等を用いて旧文字を抹消してはならない。

成 果 品 名	数量	様式 番号	標 準 規 格 等
作業計画書	1 部	第 5 号	日本産業規格 A 4 版
観測手簿又は電子野帳の測量記録	一式	—	受注者にて定める
東日本高速道路株式会社測量 作業規程に定めるに定める基 準点測量の成果品一式 ※管理用基準点、管理用補助基 準点、補助多角点の各測量につ いては上記に準ずる	一式	—	基本基準点については、測量成果検定 書を添付する
管理用基準点等位置図	1 部	—	平面図に基準点網図及び中心点・同番 号を合成したもの
管理用基準点等座標成果表	1 部	第 12 号	日本産業規格 A 4 版
補助多角点座標成果表	1 部	第 13 号	日本産業規格 A 4 版
用地幅杭点对比調書	1 部	第 14 号	日本産業規格 A 4 版
杭打図	1 部	—	用地幅杭等の欠損等の状況を表示した もの
道路敷界点座標成果表	1 部	第 15 号	日本産業規格 A 4 版
交点計算書	1 部	—	受注者にて定める。
面積計算書	1 部	—	受注者にて定める。
用地外施工等報告書	1 部	第 16 号	日本産業規格 A 4 版
座標及び土地区画情報の電子 データ	1 式	—	S I M A フォーマットによる
管理用図面電子データ	1 式	—	別記 4「C A D データ構築表」による
管理用図面の出力図面 (区分 A 又は B)	各 1 部	—	日本産業規格 B 1 版 (図枠) 出力区分は別記 4「C A D データ構 築表」による
土地調書	1 部	第 17 号	日本産業規格 A 4 版
その他参考図面等	1 部	—	受注者にて定める

--	--	--	--

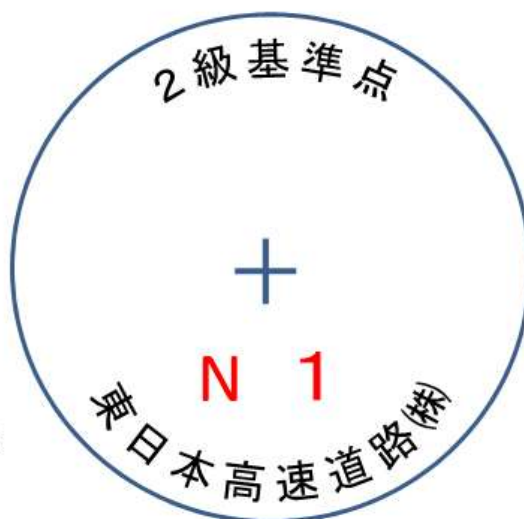
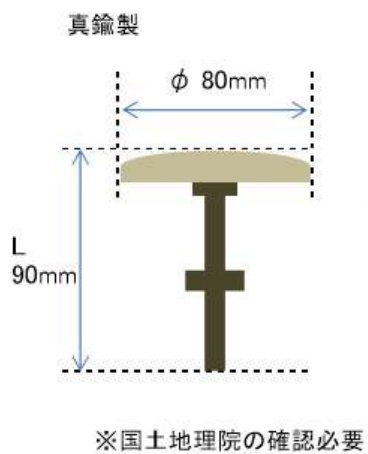
- 2 前項に掲げる成果品の整理、編集は標準仕様書第16条（契約件名、年度（又は履行期限の年月）、会社及び受注者の名称は共通記載事項）の規定の他、次によるものとする。
- 一 管理用図面電子データ、座標及び土地区画情報データ（S I M Aフォーマット）、次項により作成したその他の成果品のデータは、それぞれコンパクトディスク等（一度しか書き込みできないものに限る。以下同様）に格納し、本体又はケースに道路名、区間名、品名、作業範囲の起点と終点の市町村名及び大字などの必要事項を記載するものとする。
- 二 管理用図面の出力図面は、道路名、区間名、品名（A・Bの区分）、縮尺、作業範囲の起点と終点の市町村名及び大字等の必要事項を表示した表紙を、添付するものとする。
- 三 調書及び成果表等の出力したものは、それぞれ堅固なファイルに整理し、ファイルタイトルには道路名、区間名、品名、作業範囲の起点と終点の市町村名及び大字などの必要事項を記載するものとする。
- 3 受注者は、管理用図面関係及び座標及び土地区画情報データ以外の成果品のうち、様式第12ないし17号の調書及び成果表等については、マイクロソフト社製Microsoft Excel により作成するものとし、それ以外の成果品は、監督員の確認を受け作成し、当該データを格納したコンパクトディスク等についても、併せて成果物として納品するものとする。

【参考】成果品の納品種別

区分	電子データ (CD等)	出力したもの (紙)
管理用図面関係	S X F (P 2 1)	A・B 各1部
座標及び土地区画情報データ	S I M A	—
様式第12～17号の調書及び成果表等	Excel	各1部
上記以外の成果物（リ） ・作業計画書 ・観測手簿類 ・基準点成果類 ・管理用基準点等位置図、杭打図 ・交点計算書、面積計算書 ・その他参考図面等	ファイル形式は監督員 に確認（P D F 等）	各1部

基準点標識の例

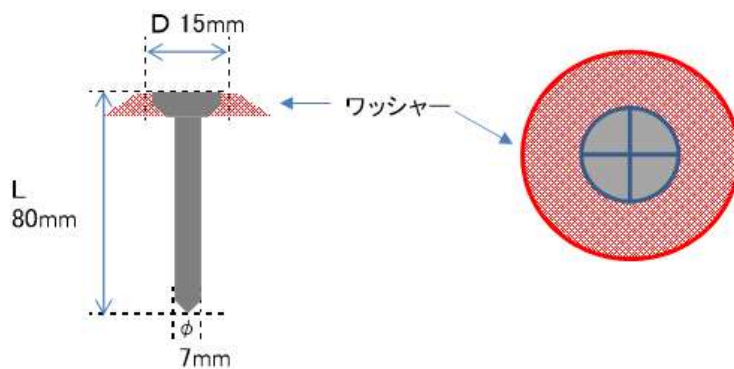
1. 基本基準点



2. 管理用基準点



3. 管理用補助基準点



求積区分範囲表示内訳表

区 分 事 項	求積し、求積計算表に記載する範囲		摘 要
	求積施設敷名	表示色名	
施設別道路区域内在来施設敷	在来法定道路敷	橙 色	1) 道路の側溝として取り扱われる水路敷きは、法定道路及び法定外道路に含む。 2) 法定道路と法定河川が重複する場合には、その新施設敷は河川敷とする。 3) 道路に沿って設置した水路で、当該水路が在来水路の付替物として取り扱われる場合及び当該水路の構造上特に区別しなければならない場合を除いて、当該水路の移管先が隣接道路と同一であれば隣接道路敷に含めて求積する。
	在来法定外道路敷	茶 色	
	在来法定河川敷	緑 色	
	在来法定外水路敷	黄 緑 色	
	その他在来施設	黄 色	
施設別道路区域内新施設敷	法定道路新施設敷	赤 色	
	法定外道路新施設	桃 色	
	法定河川新施設敷	藍 色	
	法定外水路新施設	水 色	
	その他の新施設敷	紫 色	
施設別区域外新施設敷	同上（各新施設敷）	同上（各色）	
区域外会社管理用地	会社所有地	紫 色	

※表示色の詳細の指定については、別記 4 「C A D データ構築表」 参照

別記 4

CADデータ構築表

レイヤ No	AB別 表示情報	レイヤ名	格納情報	表示色 RGBコード	文字サイズ	線種	線幅	マーク	マーク サイズ
1	AB	01AB 図枠・タイトル・凡例	・ 方位	黒 0.0.0	—	適宜	適宜	—	—
			・ 図枠(座標値を含む)		座標1.8mm	continuous	外枠0.35mm 内枠1.40mm	—	—
			・ 着色凡例 (凡例の着色は、施設区分に従い該当するレイヤNo19～28へ格納する。)		3.5mm	continuous	0.25mm	—	—
			・ 拡大図の図枠、符号及び縮尺文字		3.5mm	continuous	当該図0.50mm 上記以外0.13mm	—	—
			・ 図面位置関係図		適宜	continuous	外枠0.50mm 仕切り0.13mm	—	—
2	AB	02AB 所在・字界	・ 市町村名	黒 0.0.0	7.0mm	—	—	—	—
			・ 大字名、字名		5.0mm	—	—	—	—
			・ 市町村界線		—	long dashed double-dotted	0.50mm	—	—
			・ 大字界線		—	long dashed dotted	0.50mm	—	—
			・ 字界線		—	dashed	0.50mm	—	—
3	AB	03AB 基準点	・ 基準点及び当該点の番号(点名)2級基準点	黒 0.0.0	3.5mm	—	0.25mm	▲	3.0mm
			・ 基準点及び当該点の番号(点名)管理用基準点		3.5mm	—	0.25mm	△	3.0mm
			・ 基準点及び当該点の番号(点名)管理用補助基準点		3.5mm	—	0.25mm	⊕	3.0mm
			・ 基準点座標一覧表(指定様式による。)		2.5mm	continuous	0.13mm	—	—
4	AB	04AB 中心点・キロポスト	・ 中心点及び当該点の番号(点名)	赤 255.0.0	2.5mm	—	0.25mm	◎	3.0mm
			・ 中心点(20mピッチ)		—	—	—	○	2.0mm
			・ キロポスト		2.5mm	—	—	●	2.0mm
5	AB	05AB 道路区域	・ 道路区域線	青 0.0.255	—	continuous	0.25mm	—	—
6	AB	06AB 用地幅杭	・ 用地幅杭線(用地数界線)	赤 255.0.0	—	continuous	0.25mm	—	—
			・ 用地幅杭点及び当該点の番号(点名)		1.8mm	—	0.25mm	○	2.0mm
7	A	07A 用地幅杭点間距離	・ 用地幅杭点間距離	赤 255.0.0	1.8mm	—	—	—	—
8	A	08A 用地幅杭点座標成果表	・ 用地幅杭点の座標一覧表(指定様式による。)	黒 0.0.0	2.5mm	continuous	0.13mm	—	—
9	A	09A 道路数界点	・ 道路数界点及び当該点の番号(点名DL、DR)	青 0.0.255	1.8mm	—	0.25mm	○	1.5mm
			・ 道路数界点間距離						
10	A	10A 道路数界点座標成果表	・ 道路数界点の座標一覧表(指定様式による。)	黒 0.0.0	2.5mm	continuous	0.13mm	—	—
11	AB	11AB 土地区画情報	・ 地番	黒 0.0.0	2.5mm	—	—	—	—
			・ 分筆後の新たな地番		2.5mm	—	—	—	—
			・ 地番界線		—	continuous	0.13mm	—	—
			・ 非買収の在来施設の数界線		—	continuous	0.13mm	—	—
			・ 区分地上権等の表示		3.5mm	—	—	—	—
12	B	12B 境界点・境界辺長	・ 境界点(用地幅杭点を除くすべて)及び当該点の番号(点名)	黒 0.0.0	1.8mm	—	0.13mm	○	1.0mm
			・ 境界辺長(用地幅杭点、道路数界点、交点を含む。)		1.8mm	—	—	—	—
13	B	13B 区画面積	・ 求積地番の面積、符号	黒 0.0.0	2.5mm	—	—	—	—
14	B	14B 求積表	・ 求積表 (指定様式による。)	黒 0.0.0	2.5mm	continuous	0.13mm	—	—
15	A	15A 道路本体構造平面図	・ 道路本体構造(中央分離帯、車道、路肩、法面、側溝、トンネル、橋台、橋脚等の出来型)	暗灰 128.128.128	適宜	continuous	0.25mm	—	—
			・ 附帯施設(料金所、サービスエリア、パーキングエリア、バスストップ、非常駐車帯を含む。)		適宜	適宜	適宜	—	—
16	A	16A 道路本体施設情報	・ 防護柵、遮音壁、流水方向	暗灰 128.128.128	—	適宜	適宜	—	—
			・ 高架、橋梁、トンネルの名称及び延長		3.5mm	適宜	適宜	—	—
			・ 非常電話、情報板、諸施設の位置及び名称		3.5mm	適宜	適宜	—	—
			・ 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の名称		3.5mm	適宜	適宜	—	—
17	A	17A 平面細部測量出来型	・ 横断構造物の施設別外縁線	暗灰 128.128.128	適宜	dashed	適宜	—	—
			・ その他測量で得た出来型		適宜	適宜	適宜	—	—
18	AB	18AB 交差施設情報	・ 交差、接続又は重複する道路の種類、路線名、幅員及び管理者	黒 0.0.0	適宜	適宜	適宜	—	—
			・ 交差又は重複する河川、鉄道の種類、名称及び管理者		適宜	適宜	適宜	—	—
19	AB	19AB 在来法定道路数(橙)	・ 在来法定道路数(橙着色)	橙 255.128.0	—	—	—	—	—
20	AB	20AB 在来法定外道路数(茶)	・ 在来法定外道路数(茶着色)	茶 192.128.64	—	—	—	—	—
21	AB	21AB 在来法定河川数(緑)	・ 在来法定河川数(緑着色)	緑 0.255.0	—	—	—	—	—
22	AB	22AB 在来法定外水路数(黄緑)	・ 在来法定外水路数(薄緑着色)	薄緑 128.192.128	—	—	—	—	—
23	AB	23AB その他在来施設数(黄)	・ その他在来施設数(黄着色)	黄 255.255.0	—	—	—	—	—
24	AB	24AB 法定道路新施設数(赤)	・ 法定道路新施設数(赤着色)	赤 255.0.0	—	—	—	—	—
25	AB	25AB 法定外道路新施設数(桃)	・ 法定外道路新施設数(マゼンダ着色)	マゼンダ 255.0.255	—	—	—	—	—
26	AB	26AB 法定河川新施設数(藍)	・ 法定河川新施設数(明青着色)	明青 0.128.255	—	—	—	—	—
27	AB	27AB 法定外水路新施設数(水)	・ 法定外水路新施設数(シアン着色)	シアン 0.255.255	—	—	—	—	—
28	AB	28AB その他の新施設数(紫)	・ その他の新施設数、区域外会社所有地(青紫着色)	青紫 128.64.255	—	—	—	—	—
29	必要に応じて	29A ステータ	データの内容を個別に判断し、上記の表示色を使用する			—	—	—	—
		レイヤ名(情報に応じて適宜)	その他参考情報	既定義色16色より選択	適宜	適宜	適宜	適宜	適宜

※ 文字サイズ、マークサイズは、B1サイズで出力した場合のサイズとする。

■ 詳細について、別紙「CADデータ作成に関する留意事項」を参照

(座標一覧表の例)

基準点座標一覧				
点名	X座標	Y座標	種別	標識の種類
A-1	10000.000	10000.000	▲基本基準点2級	金属標
B-2	20000.000	20000.000	△管理用基準点	金属標
C-3	30000.000	30000.000	⊕管理用補助基準点	金属鋳

用地幅杭点座標一覧			
点名	X座標	Y座標	標識の種類
A-1	10000.000	10000.000	プラスチック杭
B-2	20000.000	20000.000	金属鋳
C-3	30000.000	30000.000	設置不可

道路敷界点座標一覧			
点名	X座標	Y座標	標識の種類
A-1	10000.000	10000.000	金属鋳
B-2	20000.000	20000.000	プラスチック杭
C-3	30000.000	30000.000	計算点

(求積表の例)

種別	着色別	字名	番号 (符号)	地番	点名	X座標	Y座標	辺長	移管先
法定道路新施設敷	赤色	〇〇市三丁目	赤1	120-3	A1	10000.000	10000.000	10.000	土地調書とリンクさせる。 移管完了の際は移管年月日などを入れる。 △△県 H29.4.6
					A2	10000.000	10000.000	10.000	
					A3	10000.000	10000.000	10.000	
					A4	10000.000	10000.000	10.000	
					A5	10000.000	10000.000	10.000	
					A6	10000.000	10000.000	10.000	
					A7	10000.000	10000.000	10.000	
					倍面積	120.6000055			
					地積	60.30㎡			
			赤2	121-4	B1	20000.000	20000.000	200.000	土地調書とリンクさせる。 移管完了の際は移管年月日などを入れる。 △△県 H29.4.6
					B2	20000.000	20000.000	10.000	
					B3	20000.000	20000.000	10.000	
					B4	20000.000	20000.000	10.000	
					B5	20000.000	20000.000	10.000	
					B6	20000.000	20000.000	10.000	
					B7	20000.000	20000.000	10.000	
					倍面積	120.6000055			
					地積	60.30㎡			

種別	着色別	字名	番号 (符号)	地番	点名	X座標	Y座標	辺長	移管先	
法定外水路新施設敷	水色	〇〇市一丁目	水1	120-3	A1	10000.000	10000.000	10.000	〇〇市 H29.4.6	
					A2	10000.000	10000.000	10.000		
					A3	10000.000	10000.000	10.000		
					A4	10000.000	10000.000	10.000		
					A5	10000.000	10000.000	10.000		
					A6	10000.000	10000.000	10.000		
					A7	10000.000	10000.000	10.000		
					倍面積	120.6000055				
					地積	60.30㎡				
			水2	121-4	B1	20000.000	20000.000	200.000	〇〇市 H29.4.6	
					B2	20000.000	20000.000	10.000		
					B3	20000.000	20000.000	10.000		
					B4	20000.000	20000.000	10.000		
					B5	20000.000	20000.000	10.000		
					B6	20000.000	20000.000	10.000		
					B7	20000.000	20000.000	10.000		
					倍面積	120.6000055				
					地積	60.30㎡				

- ・上記のように施設種別(着色区分)毎に作成すること。
- ・重複管理の新施設敷の部分は、他の求積表と難し、別配置とすること。

別記 7

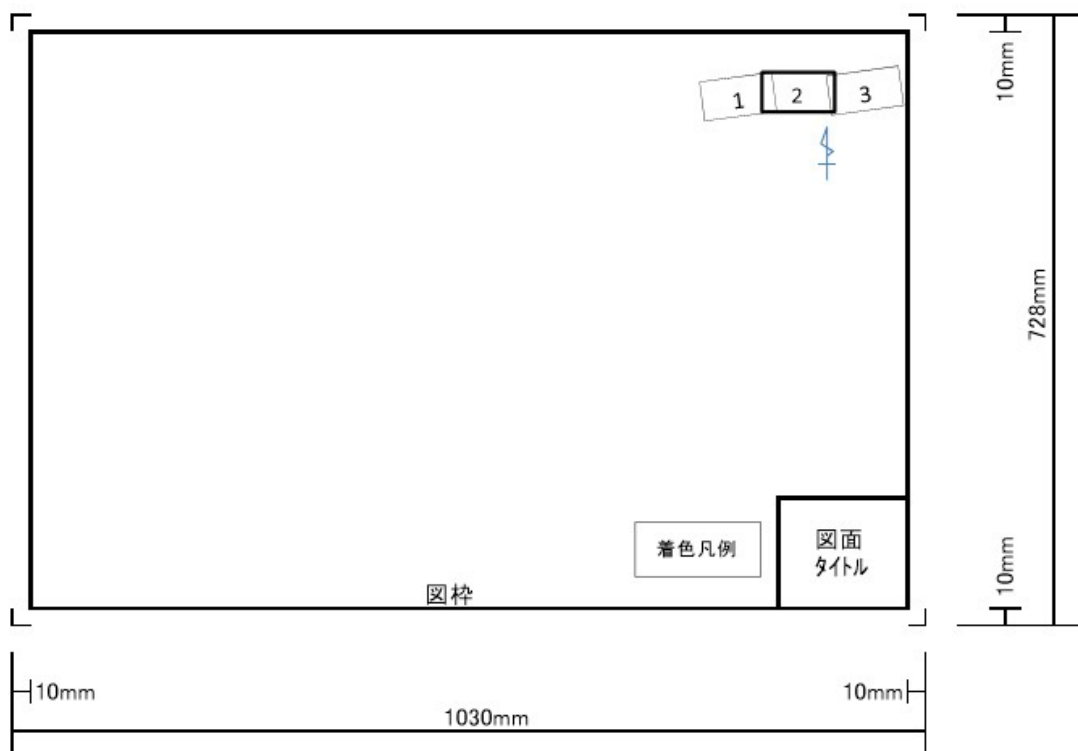
高速自動車国道 ○○自動車道(○○IC～○○IC)				10
管理用図面A				10
○○市 大字○○				10
○○葉のうち No.○○	STA. ○○+○○ ～ STA. ○○+○○			10
	○○.○kp ～ ○○.○kp			10
測量年月	(元号)○○年○月		縮 尺 1 : ○○○	10
測量業者名	○○○○株式会社			10
				10
				10
東日本高速道路株式会社 ○○事務所				10
				10
30	60	30		

※No. は原則として市町村毎に連番とし、KPの起点側より番号を付けること。
※空欄は修正履歴等を記入する。

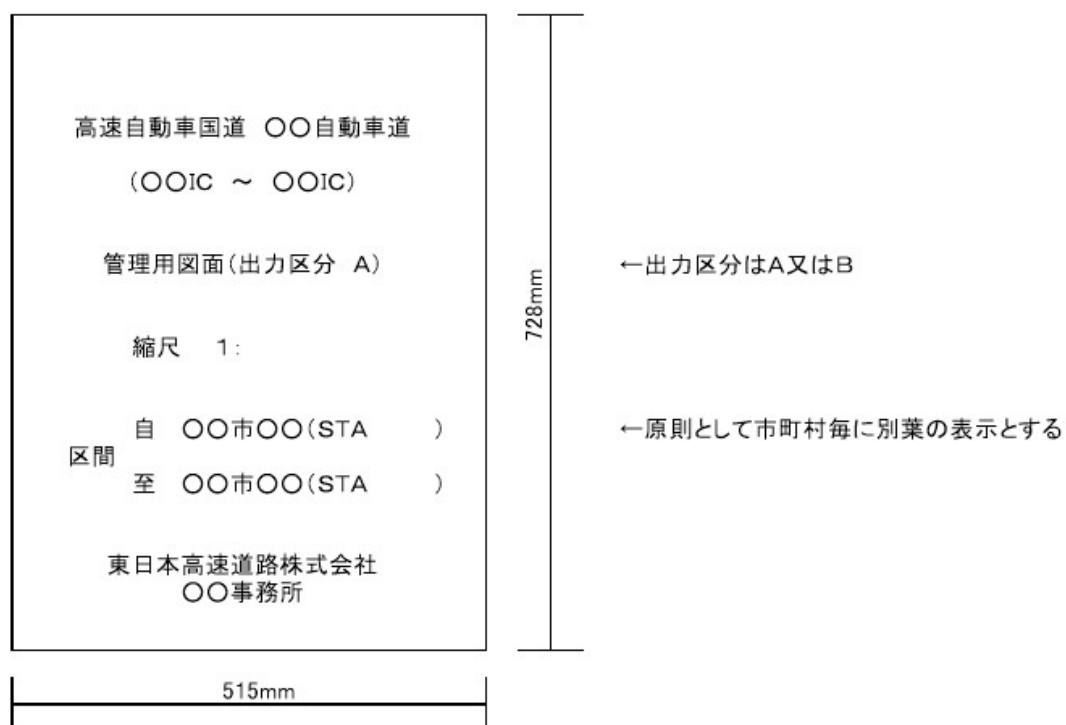
着 色 凡 例		
区分事項	求積施設數名	表示色名
施設別道路区域内 在来施設敷	在来法定道路敷	橙 色
	在来法定外道路敷	茶 色
	在来法定河川敷	緑 色
	在来法定外水路敷	黄 緑 色
	その他在来施設	黄 色
施設別道路区域内 新施設敷	法定道路新施設敷	赤 色
	法定外道路新施設敷	桃 色
	法定河川新施設敷	藍 色
	法定外水路新施設敷	水 色
	その他の新施設敷	紫 色
施設別区域外新施設敷	同上(各新施設敷)	同上(各色)
区域外会社管理用地	会社所有地	紫 色
35	35	20

別記 8

図面レイアウト標準例（B1サイズで出力する場合）



【参考】表紙レイアウト例



CADデータ作成に関する留意事項

1. CADデータファイルについて

- ① CADデータのフォーマットは、SXF (P21)、又は監督員が認めた形式とする。なお、SXF (P21)におけるバージョンおよびレベルは、**SXF Ver3.0以上、レベル2**とする。
 - ② 納品予定のCADデータは、SXFブラウザ等により指定された仕様となっているか、事前に監督員の確認を得なければならない。
- 特に、SXF (P21) に**変換後**のデータについて、次の事項を確認すること。
- (ア) データでの表現（特にデータが重なる場合の表現）が紙出力図と同じであること。
 - (イ) 図面背景色と、データ要素の表示色が同色ではないこと。
 - (ウ) 塗り潰し着色等のデータが確実に変換されていること。
 - (エ) その他SXFデータに変換する際の下記事項。

2. 線について

- ① 線種は、CADデータ構築表に依り難い場合、または「適宜」とされている場合は、下表のJIS Z8312:1999「製図—表示の一般原則—線の基本原則」に定義されている15種類の線種を使用する

線形番号	線の基本形（線形）	呼び方「対応英語（参考）」
1		実線 [continuous line]
2		破線 [dashed line]
3		跳び破線 [dashed spaced line]
4		一点鎖線 [long dashed dotted line]
5		二点鎖線 [long dashed double-dotted line]
6		三点鎖線 [long dashed triplicate-dotted line]
7		点線 [dotted line]
8		一点鎖線 [long dashed short dashed line]
9		二点鎖線 [long dashed double-short dashed line]
10		一点短鎖線 [dashed dotted line]
11		二点短鎖線 [double-dashed dotted line]
12		二点短鎖線 [dashed double-dotted line]
13		二点二短鎖線 [double-dashed double dotted line]
14		三点短鎖線 [dashed triplicate-dotted line]
15		三点二短鎖線 [double-dashed triplicate-dotted line]

- ② 寸法線や引出線は、CADデータ構築表に関わらず線種は実線とし、線の太さは0.13mmを原則とする。なお、矢印を使用する場合は、SXF既定義矢印のうち、下記のものを使用するものとする。

矢印コード	矢印種
1: blanked arrow	
6: filled arrow	
9: open arrow	
11: unfilled arrow	

- ③ 線の太さについてCADデータ構築表は下表の線グループ0.25mmを基本として定めているが、これに依り難い場合、または「適宜」とされている場合は、0.13、0.18、0.25、0.35、0.5、0.7、1、1.4、2mmの中から適宜選択する。
- ④ 図面中使用する直線は、出来る限りポリライン（連続線、連続折れ線ということもある。）を使用し、データの肥大化を抑制するものとする。

線の太さの組み合わせ表（参考）

線グループ	細線	太線	極太線
0.25 mm	0.13 mm	0.25 mm	0.5 mm
0.35 mm	0.18 mm	0.35 mm	0.7 mm
0.5 mm	0.25 mm	0.5 mm	1.0 mm
0.7 mm	0.35 mm	0.7 mm	1.4 mm
1.0 mm	0.5 mm	1.0 mm	2.0 mm

3. 文字について

- ① 文字は、JIS Z8313:1998「製図—文字」に基づくことを原則とする。
- ② 文字コードはShiftJISを原則とし、使用フォントはMSゴシックとすること。ただし、図面タイトルに関してはTrueTypeFontの明朝体を使用しても構わない。
- ③ 文字の高さは、CADデータ構築表に依り難い場合、または「適宜」とされている場合は、1.8、2.5、3.5、5、7、10、14、20mmから選択することを原則とする。
- ④ 英数文字は大文字小文字ともにすべて半角英数とすること。
- ⑤ 漢字は常用漢字、かなは、ひらがなを原則とする。ただし、外来語は片仮名とする。
- ⑥ CADで縦書きをする場合は、文字列として入力するとともに、全角文字を用いることを原則とする。
- ⑦ 半角カタカナ、ⅠⅡなどのローマ字、①②などの囲み文字や、機種に依存する特殊な記号文字、及び外字は使用しないこと。
- ⑧ 文字の幅係数は100%を基本とするが、必要に応じ70%を限度として小さくすることが出来る。

4. 表示色について

- ① 表示色はレイヤ指定色のみでコントロール（ByLayer化）出来るよう、CADデータ構築表の指定色に従い、1レイヤ1色とすること。（ラスタデータを除く）
- ② CADデータ構築表のレイヤNo19～28の施設区分着色は塗り潰しハッチング（SOLID）を使用し、網掛けハッチングは使用しないこと。

表示色に対応するRGB 値（参考値）

色名	R	G	B
黒	0	0	0
赤	255	0	0
緑	0	255	0
青	0	0	255
黄	255	255	0
マゼンダ	255	0	255
シアン	0	255	255
白	255	255	255
牡丹	192	0	128
茶	192	128	64
橙	255	128	0
薄緑	128	192	128
明青	0	128	255
青紫	128	64	255
明灰	192	192	192
暗灰	128	128	128

5. CADデータ構築表の「マーク」について

- ① CADデータ構築表における「マーク」は、SXF仕様の「点マーカ」は使用せず、円、線等の図形とすること。
- ② 基準点の「△」「▲」マークには、極小円などで重心を表示すること。

6. ラスタデータについて

必要がある場合に限りラスタデータを使用することが出来るが、そのデータは下記の制限を受けるものとする。

「ラスタデータ交換仕様」

- ① データ形式：TIFF G4 stripped 形式
- ② 色数：モノクロ（白黒の2値）
- ③ ドット上限：A0 400dpi（主方向13,000 ドット）
- ④ 拡張子：.tif
- ⑤ 1ファイルには1つのラスタデータのみ存在するものとする。
- ⑥ ビット配列は主方向から副方向へ時計周りに90° とする。

7. データの配置、レイヤに関する注意

- ① 拡大図があるときは、拡大元の図枠、符号、及び拡大後の図枠、符号、縮尺タイトルは、「01図枠」レイヤに格納し、拡大図内のデータは、その区分に従い各々のレイヤに適切に格納する。
- ② 求積表は、図面データと同一ファイル内の重ならない場所に図枠とともに別配置すること。ただし、図面データ内の図枠にすべて収まる場合は別配置とすることを要しない。（Aのみの情報と重なってもよい）
- ③ 座標一覧表は、図面データと同一の図枠内に配置することを基本とする。ただし、配置スペースが無い時は求積表の配置方法によることが出来る。
- ④ 異なるレイヤに格納すべきデータ同士を、ブロック定義やグループ化をしないこと。ただし、同一レイヤ内において図形（いわゆるシンボルデータ等、原則としてJIS Z 8316:1999「製図—図形の表し方の原則」に準拠）を使用することは差し支えない。
- ⑤ CADデータ構築表に定めるレイヤ名は、数字、AB別は半角英数で、その他の文字は「・」「（）」を含めてすべて全角で表示すること。
- ⑥ CADデータ構築表に定める情報以外のデータを格納するときは、新規にレイヤを追加するものとする。この場合において、管理用図面作成標準仕様書第27条の情報とは別であることを区分するため、レイヤ名に付加する番号及びAB別は使用しないものとする。

様式第 1 号

貸与資料等引渡通知書

(元号) 年 月 日

受注者

管理技術者

(現場作業責任者) 殿

東日本高速道路株式会社（支社等）

監督員 ⑩

次のとおり貸与資料等を引渡します。

調査等名			契約年月 日	年 月 日
品 名	規 格	単位	数 量	備 考

注 1 貸与資料等の交付又は貸与の区分を備考欄に記入する。

2 用紙の大きさは日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

様式第2号

貸与資料等受領書

(元号) 年 月 日

東日本高速道路株式会社（支社等）

監督員 _____ 殿

受注者

管理技術者

(現場作業責任者) _____ (印)

次のとおり貸与資料等を受領しました。

調査等名			契約年月 日	年 月 日
品 名	規 格	単位	数 量	備 考

注1 貸与資料等の交付又は貸与の区分を備考欄に記入する。

2 用紙の大きさは日本産業規格A列4判縦とする。

貸与資料等精算書

(元号) 年 月 日

東日本高速道路株式会社（支社等）
監督員 殿

受注者
管理技術者
(現場作業責任者) 印

次のとおり貸与資料等を精算します。

調査等名			契約年月日	年	月	日
品 名	規 格	単 位	数 量			備 考
			引渡し 数 量	使用数 数 量	残数量	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第 4 号

貸与資料等返納書

(元号) 年 月 日

東日本高速道路株式会社（支社等）

監督員 殿

受注者

管理技術者

(現場作業責任者) 印

下記のとおり貸与資料を返納します。

調査等名			契約年月 日	年 月 日
品 名	規 格	単位	数 量	備 考

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第 5 号

作 業 計 画 書

(元号) 年 月 日

東日本高速道路株式会社（支社等）

監督員 _____ 殿

受注者

住 所

会社名

代表者 _____ 印

(調査等名) _____

(元号) 年 月 日付で締結した標記業務の履行に係る計画書を、次のとおり提出します。

調査等概要	
工 程 表	別紙のとおり
業務体制等	
使用測量機器等 (検定年月日及び検定番号)	(検定番号第 号 (元号) 年 月 日)
連 絡 体 制 (緊急時を含む)	
照 査 計 画	
特 記 事 項	

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

2 工程表は、受注者にて定める。

様式第 6 号

土地立入承諾書

権利者

住 所

氏 名 _____ 印

東日本高速道路株式会社（支社等）が発注し、（受注者会社名）が行う測量等を実施するために、次に掲げる土地に立入ることを承諾します。

（元号） 年 月 日

●●県●●市

大字	字	地番	備考

受注者

住 所

会社名

様式第 7 号

障害物伐除等報告書

(元号) 年 月 日

東日本高速道路株式会社（支社等）

監督員 殿

受注者

管理技術者

(現場作業責任者) 印

(調査等名)

(元号) 年 月 日付で締結した標記業務の履行のため、(元号) 年 月

日に下記の障害物を伐除したので報告します。

記

地 内							
字	地番	地目	物件の 種 類	形状寸法（種 類、樹齡、胸高 直径等）	数 量	物件所有者	
						住 所	氏 名

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

注 2 障害物伐除前後の写真添付を行うこととする。

様式第8号

(元号) 年 月 日

東日本高速道路株式会社（支社等）

所 長 _____ 殿

受注者

住 所

会社名

(代表者) _____ ⑩

身分証明書交付願

(調査等名) _____

(元号) 年 月 日付で締結した標記業務の履行に伴い、下記の者が現場作業に従事しますので、身分証明書を交付いただきますよう、お願いします。

記

氏 名	生年月日	年 齢	住 所

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第 9 号

(表)

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）抜粋 第 1 5 条 国土地理院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、基本測量を実施するために必要があるときは、国有、公有又は私有の土地に立ち入ることができる。 2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめその占有者に通知しなければならない。但し、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。 3 第 1 項に規定する者が、同項の規定により土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求のあつたときは、これを呈示しなければならない。 第 3 9 条 第 1 4 条から第 2 6 条までの規定は、公共測量に準用する。この場合において、第十四条から第十八条まで、第二十一条及び第二十三条から第二十六条まで中「国土地理院の長」とあるのは「測量計画機関の長」と、第十九条及び第二十条中「政府」とあるのは「測量計画機関」と、それぞれ読み替えるものとする。	第 号 身 分 証 明 書 (元号) 年 月 日発行 東日本高速道路株式会社（支社等） (支社等) 長 ㊟
--	---

(裏)

住 所 氏 名 生 年 月 日 所 属 機 関 名 所属機関所在地 上記の者は、測量法第 1 5 条第 1 項の規定により、測量計画機関の長の（命令）（委任）に基づいて土地に立入ることができる者であることを証する。	<table><tr><th>有効期間</th><th>自年月日 至年月日</th><th>自年月日 至年月日</th><th>自年月日 至年月日</th></tr><tr><td>作業地域</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>作業の 名 称</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>発行機 関の印</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	有効期間	自年月日 至年月日	自年月日 至年月日	自年月日 至年月日	作業地域				作業の 名 称				発行機 関の印			
有効期間	自年月日 至年月日	自年月日 至年月日	自年月日 至年月日														
作業地域																	
作業の 名 称																	
発行機 関の印																	

注 1 用紙の規格は、日本産業規格 B 8 版とする。

様式第 10 号

(元号) 年 月 日

東日本高速道路株式会社（支社等）

所 長 殿

受注者

住 所

会社名

(代表者) 印

身分証明書受領書

(調査等名)

(元号) 年 月 日付で締結した標記業務の履行に伴い、下記の者に対する測量法に基づく身分証明書を、受領しました。

記			
氏 名	生年月日	年 齢	住 所

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

様式第 11 号

(元号) 年 月 日

東日本高速道路株式会社（支社等）

所 長 _____ 殿

受注者

住 所

会社名

(代表者) _____ ⑩

身分証明書返納書

(調査等名) _____

(元号) 年 月 日付で締結した標記業務の履行に伴い、(元号) 年 月 日付で交付を受けた下記の者に対する測量法に基づく身分証明書を、別添のとおり返納します。

記			
氏 名	生年月日	年 齢	住 所

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第12号

管理用基準点等座標成果表

記号	番号	X	Y	測定距離	方向角	備考

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第13号

補助多角点座標成果表

記号	番号	X	Y	測定距離	方向角	備考

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第14号

用地幅杭点对比調書(交点含む)

設計値			実測値			誤差		交点	備考	復元状況
測点A	X	Y	測点B	X	Y	方向角	距離			
								○	欠損	復元

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

※交点の場合は、交点欄に○印を入れる。

※誤謬杭又は欠損杭があるときは、備考欄に誤謬又は欠損と記入する。

※追加例

様式第15号

道路敷界点座標成果表(交点含む)

記号	番号	X	Y	測定距離	方向角	交点	備考
						○	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

※交点の場合は、交点欄に○印を入れる。

様式第16号

用地外施工等報告書

整理番号	中心点番号	上下線の別	構造物種別	内容等	備考
1	123+20	上	付替水路	10cm程度、用地外に越境	参考図1
2					
3					

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

※これにより難い場合は監督員の指示を受けるものとする。

様式第17号

土地調書()

(都道府県) ●●県
(市町村名) ○○市

図面番号	大字	字	地番	地目		地積(m ²)		備考
				公簿	現況	公簿	実測	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。